

佐用町第2次総合計画策定要領

(目的)

第1条 この要領は、「佐用町第2次総合計画」(以下「総合計画」という。)の策定及び実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(策定の基本)

第2条 総合計画は、佐用町・上月町・南光町・三日月町合併協議会が策定した新町まちづくり計画及び第1次の総合計画の評価等を基本とし、地方創生の推進等、新しい観点に立った総合計画を策定する。

2 総合計画は、本町の自然的、歴史的及び社会経済的諸条件に応じ、その特性を十分生かすとともに、本町を取り巻く環境要因の変化に適切に対応した計画とする。

3 総合計画は、「町民参加」を基本理念に町民意向の反映を政策基調としながら、更に本町を発展させるための長期的な展望に立った計画とする。

4 総合計画は、国・県・広域圏等の諸計画と整合するよう努める。

5 総合計画の策定にあたっては、町民参加の計画づくりとするため、町民意向調査等の意見を踏まえ、十分に計画に反映させる。

(総合計画の性格)

第3条 総合計画は、予算編成はもとより、町政のあらゆる分野にわたって基本的な指針となるもので、佐用町の最上位計画である。

(総合計画の構成)

第4条 総合計画は、次に掲げる基本構想、基本計画をもって構成する。

(1) 基本構想は、佐用町の将来の発展、振興の方向を展望した長期にわたる行政運営の根幹となるもので、おおむね次の項目からなるものとする。

- ア まちづくりの理念
- イ 将来のまちの姿
- ウ 施策の大綱

(2) 基本計画は、基本構想に基づき、人口・産業構造・土地利用などを踏まえ、個々の施策を体系的、具体的に明らかにするものであり、おおむね次に掲げる項目からなるものとする。

- ア 現状と課題
- イ 施策の方針

(3) 総合計画の期間は次のとおりとする。

ア 基本構想

基本構想の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10か年とする。

イ 基本計画

基本計画(前期)の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5か年とする。

- (4) 総合計画の範囲は、直接佐用町が事業主体となる施策、事業を基本とするが、必要に応じて国・県・広域圏及び民間等が事業主体となる事業も総合計画に含めるものとする。

(総合計画の策定組織)

第5条 総合計画は、あらゆる分野にわたって町行政の長期的な基本指針となるものであることから、その策定にあたっては庁内全部局をあげてこれに取り組む必要があるため、別に定めるところにより次の組織を設置するものとする。

- (1) 総合計画審議会 総合計画審議会は、町の行政委員会の委員、公共的団体の役職員、学識経験を有する者、公募委員により構成され、町長の諮問に応じ、策定に係る必要な事項について調査審議する。
- (2) 総合計画策定委員会 総合計画策定委員会は、庁内組織として策定に係る必要な事項を審議し、課長会で構成するものとし、事前の調査及び検討のため調整会議を置くことができる。
- (3) 総合計画ワーキングチーム 策定に係る基礎資料の収集分析及び調査研究等、適正かつ円滑な計画策定に向けて、実質的な計画立案、調整作業を行うために、町職員による総合計画ワーキングチームを置くことができる。

(総合計画の策定日程)

第6条 基本構想、基本計画は、平成29年3月町議会に提案することを目途とする。

(その他)

第7条 この要領で定めるもののほか、総合計画策定にあたって必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、策定完了をもってその効力を失う。

佐用町総合計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、佐用町総合計画の策定のための審議会の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、佐用町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、佐用町総合計画の策定に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員の委嘱及び任期)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町の行政委員会の委員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公共的団体の役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、佐用町総合計画審議の期間とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第8条 町長は、第4条及び第5条第1項の規定にかかわらず、専門的な調査研究に従事する委員として専門委員を委嘱することができる。

- 2 専門委員は、審議会その他必要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(部会)

第9条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第6条第3項及び前条の規定を準用する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

佐用町まちづくり推進会議公募委員募集要項

1 まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の趣旨

推進会議は、まちづくり推進会議条例に基づく町長の諮問機関で、学識経験者、各種団体の代表者、公募委員等により構成されています。推進会議では、住民ニーズや意向を反映させながら、町民参画及び協働のまちづくりの推進に必要な施策等について、調査及び審議します。

2 委員の役割

推進会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる事項について検討します。

- (1) 町民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する事。
- (2) 町民参画及び協働のまちづくりのためのしくみづくり等に関する事。
- (3) 生涯学習を通じたまちづくり等に関する事。
- (4) その他町民参画及び協働によるまちづくりに必要な事項に関する事。

3 募集人数及び任期

- (1) 募集人数：公募する委員の数は、2人以内とします。
※なお、推進会議全体の委員の数は35人以内です。
- (2) 委員の任期：委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げません。
ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員の義務

委員として知り得た個人情報については、他に漏らしてはなりません。また、委員でなくなった後も同様とします。

5 報償費

推進会議への出席1回につき町が定める金額の支払いとします。

6 応募資格

委員に応募することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならないものとします。

- (1) 平成27年6月1日現在で、佐用町内に在住し、20歳以上であること。
- (2) 協働によるまちづくりに関心があり、町民参画に熱意があること。
- (3) 現職の町議会議員又は町職員でないこと。
- (4) 町の他の審議会等の公募委員と重複していないこと。

7 応募方法

- (1) 募集期間：平成27年6月1日(月)から平成27年6月12日(金)まで。
- (2) 提出場所：佐用町役場 企画防災課 まちづくり企画室
- (3) 提出方法：持参又は郵送すること（郵送の場合、平成27年6月12日（金）必着）

8 提出書類

所定の「佐用町まちづくり推進会議委員応募申込書」に必要事項を記入し、提出してください。また、応募用紙は、佐用町役場 企画防災課 まちづくり企画室及び各支所にあります。町のホームページ（<http://www.town.sayo.lg.jp>）からも入手できます。

※ 応募及び面接に要する応募者の諸費用は、すべて応募者の負担とします。

※ 応募いただいた書類は、理由のいかんにかかわらず、返却しないものとします。

9 選考の方法

- (1) 応募をした人のうちから、選考委員会が選考して決定を行います。
- (2) 選考の方法は、選考委員会による書類選考とし、必要に応じて面接を行って総合的に選考します。なお、面接を行う場合、日時等の詳細については、後日お知らせします。また、選考の結果は、6月19日までに本人宛通知します。

10 選考委員会

選考委員会は、次の者で構成する。

- (1) 副町長
- (2) 企画防災課長

- (3) 生涯学習課長
- (4) まちづくり企画室長

11 募集の周知方法

募集の周知は、防災無線放送及び佐用町ホームページに掲載します。

12 問い合わせ先

佐用町役場 企画防災課 まちづくり企画室

〒679-5301 佐用町佐用2 6 1 1 番地 1

電話 0 7 9 0 (8 2) 0 6 6 4 (直通)

Eメール kikaku@town.sayo.lg.jp

13 その他

- (1) この公募は、佐用町まちづくり推進会議条例等により行います。
- (2) 応募書類は、佐用町情報公開条例及び佐用町個人情報保護条例に基づき取り扱います。
- (3) 佐用町では、町政への暴力団等の介入を排除するため、暴力団排除条例を制定しています。この条例に基づき、町では委員の委嘱に関し、公募により選任を行う場合において、応募した方が暴力団の構成員に該当するか否かについて、所管警察署長に対し照会し、該当することが明らかになったときは、委員に委嘱しない（委嘱後に明らかになったときは解嘱する）こととしていますので、あらかじめご了承ください。

佐 企 ま 第 91 号
平成 28 年 11 月 22 日

佐用町総合計画審議会
会長 塚 崎 博 行 様

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町第 2 次総合計画の策定について(諮問)

標記のことについて、佐用町総合計画審議会条例第 3 条の規定により、佐用町第 2 次総合計画（案）について貴審議会へ諮問します。

平成 28 年 11 月 30 日

佐用町長 庵 途 典 章 様

佐用町総合計画審議会
会長 塚 崎 博 行

佐用町第 2 次総合計画の策定について(答申)

平成 28 年 11 月 22 日付、佐企ま第 9 1 号で諮問のあった佐用町第 2 次総合計画（案）について、下記のとおり答申いたします。

記

諮問のあった佐用町第 2 次総合計画（案）は、佐用町の最上位計画として、行政運営の方向性を示すものとしての基本構想と、各分野の施策を示した基本計画により、「絆できらめく ひと・まち・自然 未来へつなぐ 共生の郷」の実現に向けた計画であり、妥当な内容であると認めます。

今後、その趣旨や計画内容を広く町民に周知されるとともに、計画の実現に向けた施策の推進を着実に図られますよう要望します。

佐用町総合計画審議会委員名簿

敬称略

氏 名		所属団体	備 考
審議会委員	野村 正明	人権擁護委員	(旧) 小紫 光慈
	今西 順子	男女共同参画推進員	
	塚崎 博行	教育委員会	
	木村 篤志	佐用高校	(旧) 奥平 賢一郎
	松田 芳夫	佐用町消防団	
	武内 義信	佐用町民生児童委員会	
	大下 東一	佐用町社会福祉協議会	
	山内 みき彥	佐用町ボランティア連絡会	
	三木 伸雄	若者農業者代表	
	谷本 学	佐用町商工会	
	梅内 克敏	佐用町観光協会	(旧) 坂口 榮
	祖開 正平	佐用町農業委員会	
	高見 一文	久崎地域づくり協議会	(旧) 樫本 忠美 (上月地域づくり協議会)
	舟引 進八	三日月地域づくり協議会	(旧) 下出 孜
	藤木 春美	佐用連合自治会	(旧) 加藤 隆久
	入江 茂	南光連合自治会	(旧) 梅内 克敏
	瀬戸 美貴	佐用地域女性代表	
	西平 光	三日月地域女性代表	
	森本 政継	上月地域若者代表	
	古川 由美	公募委員	

専門委員	前林 清和	神戸学院大学	
	早金 孝	西播磨県民局	(旧) 片山 安孝
オブザーバー	秋山 忠昭	兵庫信用金庫	(旧) 福井 眞澄
	辰己 豊	西兵庫信用金庫	
	松原 由和	淡陽信用組合	
	小寺 幸弘	JA 兵庫西	
	小西 啓介	神戸新聞社	(旧) 大山 伸一郎

佐用町総合計画策定委員会名簿

No.	氏 名	所 属	役 職	備 考
1	森下 守	総務課	課長	(旧)鎌井 千秋
2	久保 正彦	企画防災課	課長	
3	敏蔭 高弘	税務課	課長	(旧)加藤 逸生
4	岡本 隆文	住民課	課長	
5	大永 克司	健康福祉課	課長	(旧)森下 守
6	藤木 卓	高年介護課	課長	課新設による追加(H28~)
7	加藤 逸生	農林振興課	課長	(旧)横山 芳己
8	森田 善章	商工観光課	課長	(旧)高見 寛治
9	横山 重明	建設課	課長	(旧)鎌内 正至
10	松井 寿登司	上下水道課	課長	(旧)上野 耕作
11	服部 憲靖	生涯学習課	課長	
12	尾崎 文昭	教育委員会教育課	課長	
13	谷口 俊廣	天文台公園	園長	
14	和田 始	上月支所	支所長	(旧)中石 嘉勝
15	三角 雅昭	南光支所	支所長	(旧)鎌内 寛憲
16	船引 和範	三日月支所	支所長	(旧)岡田 義一
17	舟引 新	議会事務局	局長	
18	高見 寛治	会計課	課長	(旧)船曳 寛

佐用町総合計画 職員ワーキングチーム名簿

No.	氏 名	所 属	役 職	担 当 分 野	備 考
1	押田 晃英	総務課	係長	行財政、情報	
2	谷本 美沙	企画防災課	係長	協働のまちづくり、消防・防災	
3	内海 義文	税務課	室長補佐	行財政	(旧) 三浦 秀忠
4	衣笠 基宏	住民課	室長補佐	生活環境、社会整備	
5	間嶋 節夫	健康福祉課	室長補佐	子育て、健康・障害福祉	
6	竹田 正史	高年介護課	係長	介護、高年福祉	課新設による追加 (H28～)
7	福本 純也	農林振興課	係長	産業、雇用、観光	
8	大上 崇	商工観光課	室長補佐	産業、雇用、観光、定住	
9	小田原 敏之	建設課	係長	生活環境、社会整備	
10	井戸 耕一郎	上下水道課	室長補佐	生活環境、社会整備	
11	岸本 秀子	生涯学習課	室長補佐	教育、生涯学習、人権	
12	西本 和彦	西はりま天文台	課長補佐	教育、生涯学習	
13	大下 順世	教育委員会	室長補佐	教育、生涯学習、人権	
14	野村 泰光	上月支所	室長補佐	協働のまちづくり上月地域	
15	堀口 文彦	南光支所	室長補佐	協働のまちづくり南光地域	
16	吉田 美恵	三日月支所	室長補佐	協働のまちづくり三日月地域	(旧) 鞍田 誠

事務局

No.	氏 名	所 属	役 職	担 当 分 野	備 考
1	久保 正彦	企画防災課	課長		
2	重崎 勇人	企画防災課	室長		
3	寺田 良和	企画防災課	室長補佐		(旧) 春國 由紀夫

佐用町第 2 次総合計画策定における取組経過

年度	日程	会議等	内容等
27	6月1日～ 6月12日	まちづくり推進会議委員（佐用町総合計画審議会の母体）を公募	○2名以内の公募を実施。
	6月24日	まちづくり推進会議まちづくり部会（総合計画審議会）①	○委員の委嘱・紹介・部会長の選出 ○趣旨、スケジュール説明、意見交換、など
	6月29日	第2次総合計画策定委員会（課長会共催）①	○第2次総合計画を検討する内部組織を編成
	8月10日	第2次総合計画及び人口ビジョン・地域創生総合戦略策定に関するアンケート調査を発送	○佐用町在住の18歳以上の1500人を対象
	8月11日	まちづくり推進会議まちづくり部会（総合計画審議会）②	○佐用町の現状と人口動向分析報告 ～人口ビジョン基礎データ等をもとに～ ○ワークショップ形式による意見交換 ・まちの魅力、問題点について ・今後の試みについて ・まちの将来像について
	9月24日	どうなる？どうする？佐用町 未来の「SAYO」を考える若者ワークショップ ～総合計画・地域創生総合戦略の策定に向けて～を開催	○佐用町の現状と人口動向分析 ～人口ビジョン基礎データ等をもとに～ ○ワークショップ形式による意見交換 ・まちの魅力、問題点について ・今後の試みについて ・まちの将来像について
	10月1日	第2次総合計画及び人口ビジョン・地域創生総合戦略策定に関するアンケート調査報告書とりまとめ	○まちづくり推進会議まちづくり部会委員、策定委員会に配布。町ホームページにて公表（10月20日）
	10月1日	まちづくり推進会議まちづくり部会で開催したワークショップでの意見、未来の「SAYO」を考える若者ワークショップでの意見を取りまとめ	○まちづくり推進会議まちづくり部会委員、策定委員会に配布。
	1月18日	第2次総合計画ワーキングチーム会議（持ち回り開催）①	○第2次総合計画にて詳細内容を検討する内部組織を編成。 ○基本構想（素案）の確認、審議。
	2月1日	第2次総合計画策定委員会（課長会共催）②	○基本構想（素案）の確認、審議。
	2月23日	まちづくり推進会議まちづくり部会（総合計画審議会）③	○基本構想（素案）の審議 ○今後のスケジュール確認 など
28	4月1日	ワーキングチーム選出	○人事異動に伴う欠員・補充職員の選出
	5月2日～ 5月25日	ワーキングチーム会議（持ち帰り案件）	○主要施策等の確認・修正・洗い出し
	7月8日	まちづくり推進会議まちづくり部会（総合計画審議会）④	○基本計画（前期）素案の確認、審議
	8月10日	まちづくり推進会議まちづくり部会（総合計画審議会）⑤	○グループ討議（基本計画素案に基づき3グループに分かれて内容検討）
	9月13日～ 9月27日	ワーキングチーム会議（持ち帰り案件）	○主要施策等の確認・修正②
	10月2日	第2次総合計画策定委員会（課長会共催）③	○基本計画（案）の確認、審議。
	10月2日～ 10月28日	パブリックコメント実施	○広く町民の方などから総合計画（案）についての意見公募
	11月29日	まちづくり推進会議まちづくり部会（総合計画審議会）⑥	○佐用町総合計画に係る諮問・答申
	12月6日	第2次総合計画 議会上程	○第2次総合計画関連 一般質問・答弁
	12月13日	第2次総合計画 議会審議	○第2次総合計画 議決

用 語 解 説

	用 語	解 説
あ行	Iターン	出身地に関係のない地域に移り住むこと。
	I C T	Information and Communication Technology の略。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称
	I T	Information Technology の略。一般には情報技術のことを指す。情報通信分野の基礎技術から応用技術まで幅広く使われる。
	アイデンティティ	identity 自分が自分であることの一貫性、同一性を与えているものは何かということへの意識、自己確信。
	イノベーション	物事の「新結合」「新機軸」「新しい活用法を創造する行為」のこと。社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革を意味する。
	インバウンド観光	訪日外国人旅行者による観光のこと。
	SNS	Social Networking Service の略。社会的な繋がりを作り出せるサービスのことで、日記を書いたり、誰かの日記にコメントをつけたりすることで、情報交換や会話を楽しむことができる。
	NPO	NonProfit Organization の略。 民間非営利組織として営利を目的とせず社会的活動を行う団体。
か行	エネルギー循環システム	半導体技術を用いて将来のエネルギー問題を解決するシステム。廃棄物や環境に配慮し効率を保つシステム。太陽光発電や風力発電もこのシステムの一環。
	核家族化	夫婦とその子どもだけで構成されている家族。その形態が増え、大家族が減少すること。
	観光入込客	観光地や遊園地などの施設、観光地域などの入場者数、来訪客のことのこと。自治体などが地域に訪れた観光客数を「観光入込客数」と表現することがある。
	行政評価制度	行政評価は、役所の仕事などについて、当初期待したとおりの成果があがっているかという視点から、客観的に評価・分析を行うもので、効果的・効率的な行政運営の実現と行政の説明責任を果たすことを目的としている。
	国指定文化財	建造物、美術工芸品、考古資料、歴史資料等の有形文化財のうち、歴史上・芸術上の価値の高いもの、または学術的に価値の高いものとして文化財保護法に基づき国（文部科学大臣）が指定した文化財のこと。
	限界集落	65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難な状態におかれている集落。
	合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の平均数を示す。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。

	用 語	解 説
	高度情報基盤	光ファイバー網など高度な情報基盤を構築し、町民、企業などがその利益を享受できる仕組み。
	高齢者世帯	65歳以上の者のみで構成するか、あるいはこのような世帯に18歳未満の未婚の者が加わった世帯。
	コミュニティ	共同生活が行なわれる一定の地域およびそこに住む人々。地域社会。共同生活体。
	コミュニティビジネス	一般的に、地域の課題を地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決する取り組み。
さ行	再生可能エネルギー	石油・石炭など限りがある化石燃料等のエネルギー資源に対し、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマスなどを示す。
	Jターン	進学や就職で離れた田舎の出身地の近隣に移り住むこと。
	ジビエ	狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味する言葉。主にフランス料理での用語。
	社人研	国立社会保障・人口問題研究所の略。人口や世帯の動向を捉えるとともに、国内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている施設。
	循環型社会	大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて、社会経済情勢の変化に対応できる資源投入を抑え、廃棄物減少を目指す社会。
	生涯学習	生涯を通じて継続した学習をし、自分を高めて行くことが不可欠であるという考え方。学習するための出会いや学んだことを発揮させる場も含まれる。
	情報格差	所有する、あるいは入手することのできる情報の質・量から生じる格差。また、それらの格差によってもたらされる経済的・社会的格差。
	食育	心身の健康の基本となる、食生活に関するさまざまな教育を行うこと。
	人材バンク	様々な能力をもった人に登録してもらい、各々の能力を発揮してもらうための人材を集積すること。
	親水	「水に親しむ」ことだけでなく、公園の整備や、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組み。公園などの施設を総称して親水環境（施設）と呼ばれ、各地で整備が進んでいる。
	スキル	技能。訓練して獲得した能力。
	スクールアシスタント	通常の学級に在籍する学習障がい等のある児童生徒に対し、教員とともに教科指導等にあたる補助員。
	ソーシャルビジネス	環境・地域活性化・少子高齢化・福祉・生涯教育など社会的課題への取り組みを、継続的な事業活動として進めていくこと。

	用 語	解 説
た行	多極型	中心となるもの、重点を置くべきものが数多くあること。
	団塊世代	昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年）のベビーブームに生まれた世代。
	男女共同参画	一般的に、男女の人権が尊重され、男女の区別なく、豊かなで活力ある社会。
	地域コミュニティ	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会。
	地域ブランド	地域で開発した商品や行事など、地域の商品、銘柄、品質などのこと。
	地方分権一括法	中央と地方のこれまでの上下関係を対等・協力の関係に改め、地方自治の活性化を図るための法律・制度。
	中山間地域	一般的には「平野の周辺部から山間部に至る、まとまった耕地が少ない地域」とされている。
	町民ニーズ	町民の望むものや考えかた・嗜好。
	データヘルス	特定健康診査（特定健診）や診療報酬明細書（レセプト）などから得られるデータの分析に基づいて実施する、効率のよい保険事業のこと。
	デジタルビジネス	パソコン・インターネットなどを活用して、収益の機会を生み出す経営活動・事業展開のこと。
な行	ナノテクノロジー	物質をナノメートル（nm）の原子や分子の領域において、自在に制御する技術のこと。
	認知症ケアパス	認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。
	ノーマライゼーション	高齢者や障がい者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人と同じように生活し活動することが、社会の本来あるべき姿であるという考え方。
は行	パーク＆ライド	自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステム。
	バイオテクノロジー	生命工学。遺伝子操作・細胞培養などの方法を使って、生命・生体を工学的に取り扱う学問・技術。
	バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」。エネルギー源として利用できる生物体、また、それらの生物体をエネルギー源として利用すること。
	ハザードマップ	地震・台風・自然災害などにより発生が予想される災害現象の、進路や範囲、時間などを地図に表したもの。災害予測地図。

	用 語	解 説
	8020運動	ハチ・マル・ニイ・マルと読む。80歳になっても20本以上自分の歯を保つ運動。
	バリアフリー	障がいのある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的な全ての障壁（バリア）の除去という意味で用いる。
	B級グルメ	安価で庶民的な料理のこと。自地域のもので地域おこしに活用しようとする試みが増えている。
	光ファイバー網	光ファイバーとは、データを光信号に変換して伝送するケーブルのことで、伝送速度が速く、一度に送れる量が大きいことが特徴。その光通信を使って情報を通信するシステムのネットワーク。
	ブランド品	会社・商品・サービスなどについて、他と明確に差別化できる個性。「佐用」という地域が持つ資産的価値を創造し、商品やサービスの個性化を図ること。
	ヘルスプロモーション	WHO（世界保健機関）が1986年のオタワ憲章において提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されている。
	星空景観形成	優れた自然を有する地域や天文台が存する地域などで、美しい星空を地域の財産として、地元市町と地域住民が一体となってその保全に取り組んでいる事業・地域・風景。
ま行	マーケティング	生産者から消費者への製品およびサービスの流れを方向づける一連の活動。民間活力民間企業のもつ効率的な事業運営能力や豊富な資金力をいう語句。
や行	Uターン	進学や就職で離れた出身地に戻り、働き暮らすこと。
	ユニバーサルデザイン	障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。
ら行	ライフステージ	人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。
わ行	W i - F i	Wi-Fi Allianceによって認定された、無線LAN（一つの企業・事業所などの内部で、データなどの情報を処理することのできるコンピュータ ネットワーク）の規格。無線LAN を利用したインターネット接続サービスの俗称。